

— 物価高騰の影響を受ける 町民・事業者の皆さんへ —

長引く物価高騰の影響を受けている町民や事業者の皆さんを支援するため、国の令和7年補正予算の重点支援地方交付金を活用し、以下の6事業を幌加内町における物価高騰対策として実施します。

①食料品価格高騰支援給付金事業

全町民に対して、現金を給付し食料品価格高騰支援と地域経済の活性化を図ります。

【対象者】令和8年2月1日時点において、幌加内町に住民登録がある町民

【給付額】町民一人あたり30,000円

【支援時期】令和8年2月1日以降、順次給付

【担当】住民課住民係



②水道基本料金軽減事業

水道基本料金とメーター器賃付料の免除を行います。

【対象者】簡易水道使用者

【実施月】2月、3月分（1月分も国の令和7年予備費で減免済）

【担当】建設課上下水道係



③水道利用組合補助事業

水道利用組合に対して、料金減免分の補助を行います。

【対象者】水道利用組合

【実施月】2月、3月分（1月分も国の令和7年予備費で補助済）

【担当】建設課上下水道係



④子育て世帯給食費支援事業

学校給食の原材料高騰により本来、小中学生の保護者が負担する給食費の増加分を支援します。

【対象者】小中学生の保護者

【事業内容】学校給食の原材料高騰分に交付金を充当します。

【担当】学校給食センター業務係



⑤畜産経営緊急対策補助事業

配合飼料等の高騰により経営が圧迫している畜産生産者に販売手数料を支援します。

【対象者】畜産生産者

【事業内容】素牛、初生牛、生乳等の販売額の2%以内を支援（1事業者上限1,500千円）

【担当】産業課農政係



⑥高齢者生活福祉センター運営業務委託事業

地域密着型通所介護を受託している事業者に人件費増嵩分を支援します。

【対象者】地域密着型通所介護受託事業者

【事業内容】地域密着型通所介護の人件費増嵩分

【担当】保健福祉課あんしん介護係



子供1人につき2万円の一時金を支給します

物価高の影響を強く受けている子育て世代へ支援を目的とし物価高対応子育て応援手当を支給します。

- 支給対象児童：(1) 令和7年9月分の児童手当支給対象児童（9月出生児童を含む）
 (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

対象児童（1）を養育する父母等（公務員は除く）は児童手当口座に支給するため原則申請不要です。

対象児童（2）を養育する父母等および公務員は申請が必要です。

支給の時期や申請方法等は幌加内町のホームページに記載されています。詳しくはホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

保健福祉課 ☎35-3090



気象の警報が大きく変わります

令和8年（2026年）5月下旬から気象庁は、従来の気象警報・注意報などを改善し、新しい防災気象情報の運用を開始します。その目的は「誰でも避難の判断がしやすくなること」です。現行の警報・注意報は警戒レベルとの対応が分かりにくくなっていましたが、今回の改善により、避難行動に対応した『警戒レベル（5段階）』に合わせて情報を整理し、情報名称にもレベルを明記します。

警戒レベル：住民がとるべき行動（カッコ内大雨の情報名称）

- レベル5：命の危険、直ちに安全確保（レベル5大雨特別警報）
- レベル4：危険な場所から全員避難（レベル4大雨危険警報）
- レベル3：高齢者など避難開始（レベル3大雨警報）
- レベル2：避難行動の確認（レベル2大雨注意報）
- レベル1：災害への心構え（早期注意情報）



市町村から警戒レベル4 避難指示などが発令されたら、速やかに避難行動をとってください。また、避難指示等が発令されていなくても、警戒レベル4 や警戒レベル3 に相当する防災気象情報が気象台から発表された際には、河川の水位情報や気象庁の『キキクル』等を参考にして、自ら避難を判断してください。

詳細は『新たな防災気象情報について（令和8年～）（特設サイト）』をご覧ください。

新たな防災気象情報について（令和8年～）（特設サイト）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/keiho-update2026/>



【お問い合わせ先】

旭川地方気象台 ☎0166-32-7102

ご厚志に感謝します

◆ふるさと納税◆ ~11.12月分の寄附申出状況~
 11.12月分の申し出状況は《790件》ありました。

令和7年4月から令和7年12月までの寄付申込件数は《2,690件》です。



6月から医療費が変わります お口の健康チェックを!

令和8年6月から、保険医療費が改定されます。

歯科では、初診料や再診料、治療にかかる費用が、これまでより高くなることが見込まれています。お口の痛みや違和感、気になることがありましたら、早めに歯科を受診しましょう。

相談だけでも大丈夫です。お気軽にご連絡ください。



[お問い合わせ先]

町立幌加内歯科診療所 堀 直央 ☎35-2200

後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 高額介護合算療養費について～

■ 高額介護合算療養費とは

世帯で1年間（8月1日～翌年7月31日）の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額（世帯の限度額）を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。

支給対象となる方には毎年3月から4月頃に申請のお知らせをお送りします。

- 医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 基準額を超える額が500円以下の場合は、支給の対象となります。
- 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。



◆ 令和6年度分計算期間：令和6年8月1日～令和7年7月31日

◆ 基準額表

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得	【課税所得 690万円以上】 212万円
		【課税所得 380万円以上】 141万円
		【課税所得 145万円以上】 67万円
2割	一定以上所得者	56万円
1割	一般	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1） 31万円
		区分Ⅰ（※2） 19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用。

給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。）、または老齢福祉年金を受給している方

【お問い合わせ先】 住民課 住民係 ☎35-2124

令和7年度かみかわ青年期親の会のご案内

■かみかわ青年期親の会とは

上川管内在住のひきこもりについて心配している家族の集まりです。同じ悩みをもつ家族同士が交流し、家族自身が元気でいられるように気持ちを分かち合える場です。

■会の性格

自由に集まり語り合うことを基本にしています。匿名でもかまいません。

話し合いは「言いっぱなし、聞きっぱなし」で進めます。

この会で話されたことは、ここだけのこととして秘密は厳守します。

■日時

年4回 原則、第4火曜日 13時30分から15時30分までの予定です。

日程・時間を変更することがあります。変更する際はお知らせします。

第4回 令和8年2月24日(火)

■場所

上川合同庁舎 相談室3

住所 旭川市永山6条19丁目1 上川合同庁舎

■費用

参加費は無料です。内容により、若干の実費負担がかかることがあります。

■申込み

各開催日の前日までに、下記問合せ先に御連絡ください。

■その他

- 初めて参加を希望する方は、事前に保健師がご本人の状況やご家族のお気持ち等を聞かせていただく時間を設けさせていただきます。

- 保健師が個別の相談にも乗ることができますので、連絡おまちしています。



【お問い合わせ先】

☆上川管内の9町にお住まいの方が対象になります。
(鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町)

北海道上川保健所 健康推進課 健康支援係

住所 旭川市永山6条19丁目1 上川合同庁舎内

☎0166-46-5992

テルケア通信

Vol.10

地域おこし協力隊のロフィフ・ロッバニです。

今月は、事例検討発表会についてお伝えします。

テルケアでは、各ユニットの代表職員がテーマを決めそのテーマに沿った内容を約3か月間実施・評価した結果について発表を行います。

今回は11月28日に以下のテーマで発表会を行いました。

花ユニット 『認知症高齢者における食事介助と嚥下予防の実施』

雪ユニット 『職員のストレスについて』

紅葉ユニット 『腸内環境を整え、良い睡眠し体力維持しよう

～穏やかに過ごせるためにできること～』

日々の業務の中で、よりよい介護を提供できるよう職員が協力仕合い、事例検討を行っています。



最後にインドネシア語豆知識です！

『Panti Jompo』

インドネシア語で、介護施設 という意味です。

新規採用 地域おこし協力隊（令和7年12月1日採用）



●地域おこし協力隊（3R推進コンシェルジュ）●

出身地：札幌市

抱負：札幌では、写真フィルム現像の仕事をしておりました。今回、ご縁があつて幌加内町に住むことになりました。皆さんと少しでも親しくなれるように頑張ります。今後とも、宜しくお願ひ致します。

署名活動へのご協力をお願いします

知っていますか？日本の北方領土 －北方領土は日本固有の領土です－



北方領土返還要求運動の
シンボルの花「千島桜」

- 日本とロシアとの間には、第二次世界大戦の終了後79年が経過した今も未解決の領土問題—これを私たちは「**北方領土問題**」と呼んでいます—が存在しています。私たちが「北方領土」と呼んでいるのは、北海道本島の北東に近接する四つの島々、**歯舞群島**、**色丹島**、**国後島**及び**択捉島**の「**北方四島**」です。
- 北方四島は、日本国民が父祖伝來の地として受け継いてきたもので、いまだかつて一度も外国の領土となったことがない日本固有の領土です。**1855年の日露通好条約**により、当時、択捉島とウルップ島の間に自然に形成されていた国境線が法的に画定され、北方四島は日本の領土として平和裏に確定されました。しかし、第二次世界大戦末期の**1945年**8月9日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦し、8月14日に日本がポツダム宣言を受諾し降伏の意図を明確に表明した後の8月28日から9月5日までの間に、北方四島の全てを不法に占領してしまいました。当時、これらの島々には約1万7千人の日本人が暮らしていましたが、**1948年**までに日本人島民全員がソ連により強制的に退去させられました。
- **1951年**、日本は、連合国48カ国と**サンフランシスコ平和条約**に署名しましたが、ソ連は同条約への署名を拒否しました。このため、日本とソ連との間で個別の平和条約を結ぶための交渉が始まりましたが、平和条約に含まれるべき重要な問題である領土問題が未解決のため、現在も、日本とロシアとの間では平和条約が締結されておらず、北方四島はロシアによって不法に占拠されたままとなっています。
- 私たちは、日本固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、日本にとって重要な隣国であるロシアとの間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを願っています。



第十三回特別弔慰金のお知らせ

令和7年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等救護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

■支給対象者（戦没者等死亡当時のご遺族）

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - (2) 戦没者等の子
 - (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
 - (4) ①～④以外の三親等内の親族
- ※戦没者等の死亡時までに引き続き1年以上の生計関係を有した方に限ります。

■支給内容

- ・額面27.5万円（5年償還の記名国債）

■請求期間

令和10年3月31日まで

■留意事項

- ・具体的な請求方法は下記お問い合わせ先にご相談ください。
- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るもので、すでに他市町村在住のご遺族が申請している場合は本町での対象となりません。ご遺族間の調整は各自で行ってください。

【請求・お問い合わせ先】

保健福祉課 ☎35-3090

自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合には運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和8年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

■変更登録が間に合わないときは…

道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から納税通知書の送付先の変更をしてください。

北海道 自動車税 住所変更 で検索

【お問い合わせ先】

札幌道税事務所自動車税部 ☎011-746-1190

労働基準監督官採用試験のお知らせ

■インターネット受付期間

2026年2月19日（木）～3月23日（月）[受信有効]

https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/sennmonnsyoku_daisotsu/rouki/rouki_daisotu.html



②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

■第1次試験

2026年5月24日（日）

■第2次試験

2026年7月7日（火）～7月10日（金）の指定された日

【お問い合わせ先】

北海道労働局総務部総務課人事第一係

（☎011-709-2311 内線3508）

住所：〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1番1

札幌第一合同庁舎9階

令和7年度自衛官募集案内

■自衛官候補生

資 格：日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女
受付期間：2月19日（木）
試験期日：3月1日（日）または2日（月）のいずれか1日

試験会場：陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

【お問い合わせ】

自衛隊旭川地方協力本部 旭川地区隊
(☎0166-55-0100)

幌加内町農業委員の募集について

農業委員の任命については、あらかじめ地域の農業者や農業団体等から推薦していただくと同時に農業者にこだわらず広く一般に公募することとなり、その結果により町長が任命する仕組みとなっております。

令和8年7月20日付で幌加内町農業委員会委員を選任することになりました。

農業に関する識見を有し、農地等の利用最適化を推進する事項、及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方の募集を行います。

具体的な業務と募集方法につきましては、次のとおりです。

1 農業委員の業務

- (1) 農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。
 - ・農業委員会総会、研修会等へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。
- (2) 農地等の利用最適化推進の取り組みを実施します。
 - ・担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進
 - ・担当区域毎における耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動
- (3) 法人化その他の農業経営の合理化に関する事務を実施します。
- (4) 農業一般に関する調査及び情報の提供の事務を実施します。

2 推薦及び応募について

- (1) 地区・全域からの推薦
 - ・農業者等3名以上が連名し、代表者が文書をもって推薦します。
- (2) 団体からの推薦
 - ・農業者の組織する団体等の代表者が文書をもって推薦します。
- (3) 一般応募

3 推荐・応募の農業委員数

12名

4 推荐・応募の資格

- (1) 幌加内町に住所を有する者、又は幌加内町内に住所を有する農地所有適格法人の構成員

- (2) 幌加内町が設置する他の付属機関等の委員でない者

固定資産評価審査委員会、公平委員会、教育委員会の委員兼職は法律で禁止されております。

- (3) 幌加内町の職員でない者

5 応募方法

該当する次の書類に必要事項を記載して、幌加内町農業委員会事務局へ提出してください。

- (1) 農業委員会委員候補者推薦書（個人用）…第1号様式
- (2) 農業委員会委員候補者推薦書（団体用）…第2号様式
- (3) 農業委員会委員候補者応募申込書…第3号様式

書類の請求については農業委員会事務局にご連絡いただきか、幌加内町ホームページからダウンロードしてご利用ください。

6 受付期間

令和8年2月12日から令和8年3月11日まで農業委員会事務局へ直接お持ちいただきか、郵送等により提出してください。（当日必着）

7 選任方法

幌加内町農業委員候補者評価委員会において審査を行い、議会の同意を得て選任します。

8 農業委員の任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

9 農業委員の報酬

「幌加内町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める額

10 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に幌加内町ホームページに、委員候補者にかかる以下の情報を公表します。

- ・推薦を受ける者及び応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・推薦又は応募の理由

【お問い合わせ】

〒074-0492

北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地

幌加内町役場産業課農政係

又は 幌加内町農業委員会事務局

☎35-2122（内線135）

FAX 35-2127

電気のご使用開始の流れ

入居前

お客さまから
電力会社(小売電気事業者)
へ電気のご使用開始を申込む

お客さまへ
お手始め!
お手始め!

小売電気事業者

小売電気事業者とは
電気を一般的な家庭や企業に供給する会社のことです。
小売電気事業者の一つは資源エネルギー庁のホームページ等で確認できます。

ご希望日には
電気をご利用いただくには

2026年5月から、
ご希望日には
電気をご利用いただくには

通電が必要となります!

**ブレーカーONの前に、
ほくでんネットワークによる**

**お引越し jika 決まったら、
お早めの手続きを
お忘れなく!**

安心して電気をお使いいただくために。
「電気の使用できない場合は、
直帰しないよう電気メーターを設定します。」

よくあるご質問

Q.1 | 入居した部屋の電気が遮断されていた場合、どうしたらよいですか。

A お手数ですが、お申込みされた電力会社へ手続き状況をご確認ください。

Q.2 | 電力会社への電気使用開始の申込みから通電までにどのくらいかかりますか。

A ほくでんネットワークでは、電力会社からの申込みを受けてご使用開始日までに通電(遠隔操作)します。

Q.3 | 事前に電気使用開始の申込みをしない場合、どうなりますか。

A 希望日からご使用できない可能性があります。
ご契約を希望される電力会社へお早めにお申込みください。

Q.4 | 退去時にブレーカー操作はしなくてもよいですか。

A 退去時はブレーカーをOFF状態にしていただくようお願いします。

お問い合わせ

ご不明点・ご質問については、
お近くのほくでんネットワークまでお問い合わせください

* 受付時間 *
9:00～17:00(土・日・祝日、12月29日～1月3日・5月1日を除く)
フリーダイヤルでは、音声ガイダンスの後に「5(その他)」を選択してください。

お近くの
ほくでんネットワーク
検索はごちらから



あなたの地区の相談役 民生委員児童委員が改選されました

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、地域の皆さん的生活の安定を目指すことを主な任務として設けられています。

また、町や社会福祉協議会が進めている福祉サービスへの協力や支援、住民への情報提供を行っています。

令和7年12月1日付で14名の委員が厚生労働大臣から委嘱されました。

今回の改正では、3人が任期満了により退任され、11人が再任、3人が新任として委嘱されました。任期は令和10年11月30日までの3年間です。

各委員の担当地区等は以下のとおりです。

※相談された内容など、個人の秘密は固く守られますので、各担当地区の民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。



水上 尚澄
下幌加内・沼牛



近藤 寿美子
新成生・弥連内



北村 恵子
平和・親煙
長留内



北村 和子
緑ヶ丘・みずほ



山田 博文
大通4・南6



藤野 勝正
南4・南5



酒井 真理子
南2・南3
大通2



野原 良子
清月・駅前
北町・大通1



古屋 一郎
東栄・振興
上幌加内



畠 正男
政和



山下 俊明
添牛内
朱鞠内南



宮原 光恵
朱鞠内北
母子里



安藝 まゆみ
全町



木下 八代恵
全町